

## 議案第37号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

### 提案理由

四市複合事務組合から千葉県市町村総合事務組合に対し、公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったことに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の増加及び本組合規約の一部改正について協議する必要があるため。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「安房都市広域市町村圏事務組合」を「安房都市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房都市広域市町村圏事務組合」を「安房都市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。